

令和4年度答申第46号
令和4年10月12日

諮問番号 令和4年度諮問第47号（令和4年9月22日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 立替払事業に係る未払賃金額等の不確認処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

1 本件審査請求の骨子

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が行った賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号。以下「賃確法」という。）7条に基づく立替払事業に係る未払賃金額等の確認申請（以下「本件確認申請」という。）に対し、A労働基準監督署長（以下「処分庁」という。）が未払賃金額等の不確認処分（以下「本件不確認処分」という。）をしたところ、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

2 関係する法令の定め

- (1) 賃確法7条は、労働者災害補償保険の適用事業に該当する事業の事業主が破産手続開始の決定を受けた場合において、当該事業に従事する労働者で所定の期間内に当該事業を退職したものに係る未払賃金（支払期日の経過後まだ支払われていない賃金）があるときは、当該労働者の請求に基づき、当該未払賃金に係る債務のうち所定の範囲内のものを当該事業主に代わって政府

が弁済する旨規定する。

- (2) 賃確法7条並びに賃金の支払の確保等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第26号）12条1号及び13条1号は、破産手続開始の決定を受けた事業主の事業を退職した者であって、破産管財人の証明書の交付を受けることができなかつたものは、支払期日後まだ支払われていない賃金の額その他の事項について労働基準監督署長の確認を受けなければならない旨規定する。
- (3) 支払期日後まだ支払われていない賃金とは、上記（1）の所定の期間内にした当該事業からの退職の日（以下「基準退職日」という。）以前の労働に対する労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）24条2項本文の賃金及び基準退職日にした退職に係る退職手当であって、基準退職日の6か月前の日から賃確法7条の請求の日の前日までに支払期日が到来し、当該支払期日後まだ支払われていないものとされている（賃金の支払の確保等に関する法律施行令（昭和51年政令第169号）4条2項）。
- (4) 賃確法7条における上記（1）の「労働者」について、賃確法2条2項は、労基法9条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。）をいう旨規定し、労基法9条は、「労働者」とは、職業の種類を問わず、事業又は事務所に使用される者で、賃金を支払われる者をいう旨規定する。

3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- (1) B社（以下「本件会社」という。）は、令和2年8月18日、破産手続開始の決定を受けた。

（破産手続開始通知書）

- (2) 審査請求人は、本件会社の取締役として登記されている者であるが、令和2年10月27日、処分庁に対し、同年4月30日を基準退職日として、未払賃金の合計額が323万0360円であること等の確認を求める本件確認申請をした。

（履歴事項全部証明書、確認申請書）

- (3) 処分庁は、令和3年5月25日付けで、本件確認申請に対し、「賃金の支払の確保等に関する法律第2条第2項の労働者に該当しないため」との理由を付して、本件不確認処分をした。

（不確認通知書）

(4) 審査請求人は、令和3年8月25日、審査庁に対し、本件不確認処分を不服として、本件審査請求をした。

(審査請求書)

(5) 審査庁は、令和4年9月22日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却すべきであるとして、本件諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

4 審査請求人の主張の要旨

処分庁は、審査請求人は労働者に該当しないと判断したが、審査請求人は勤怠管理もされ、労働保険料を徴収された実態もあり、本件会社の代表取締役（以下「本件代表取締役」という。）が親族であるとはいえ、経営においては権限のない兼務役員である。

仮に、審査請求人は労働者であるとみなされないのであれば、被雇用者ではないのに徴収されていた労働保険料は返還されるのが筋である。

よって、本件不確認処分の取消しを求め審査請求を行うものである。

(審査請求書)

第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の判断は、おおむね以下のとおりである。

1 本件の争点は、審査請求人が本件会社の労働者に該当するか否かであるが、本件については、以下の事実が認められる。

(1) 処分庁が提出した本件会社の履歴事項全部証明書によれば、審査請求人は、本件会社の取締役として登記されている。

(2) A労働基準監督署（以下「本件労基署」という。）の労働基準監督官が作成した審査請求人からの聴取書（令和3年2月25日聴取）には、次の旨が記載されている。

ア 審査請求人の平成27年度からの賃金は基本給50万円であったが、平成29年5月頃を過ぎた辺りから本件会社の資金繰りが極端に悪化し、平成29年7月分賃金から基本給5万円と大幅に変更することにした。

イ 審査請求人は、本件会社に約3000万円を貸し付け、毎月約50万円の返済を受けていた。基本給が5万円に減額されることについて、本件会社が倒産すると貸し付けた資金が戻ってこないことになるし、本件会社の役員でもあるので仕方ないと思った。

ウ 本件会社の売掛金は、C銀行の本件会社の口座に振り込まれていた。審査請求人は、本件代表取締役から経理を任されていたので、平成29年5

月頃から、本件会社に貸し付けていた資金を当該口座から返済してもらっていた（平成29年5月150万円、同年7月300万円、同年8月100万円など）。

エ 本件会社では、年金保険料を滞納していたこともあって、平成29年4月頃から督促が頻繁になった。その差押えの回避のため、また、振込手数料の節約のため、平成29年12月頃から、本件会社の口座の売掛金を現金で引き出し、審査請求人の口座に移すことにした。本件代表取締役は、審査請求人が実の息子であって取締役であったから、信頼をしてくれたのだと思う。

オ 本件会社の平成30年度の決算が終わった後、父である本件代表取締役と話し合っ、令和元年7月分から基本給80万円となった。このことについて、経理を担当していたので、到底無理だと思ったが、本件会社に多額のお金を貸し付けて2年も我慢したので、腹の虫がおさまらなかった。

カ 本件会社は、令和2年4月15日に事業活動を停止し、同日に3名が退職したが、私は役員であり経理担当であったから、本件会社の売掛金を関係者に分配する業務が残っており、本件確認申請の際に退職日を同月30日と書いた。

キ 本件会社の口座から令和2年4月24日に引き出した470万円のうち、250万円を関係者に分配し、220万円を審査請求人が本件会社に貸し付けた資金の返済として受け取った。同月30日に引き出した約582万円のうち、500万円を関係者に分配し、約82万円を父である本件代表取締役及び母がこれまでに本件会社に貸し付けた資金の返済として受け取った。

令和2年5月8日に引き出した約425万円のうち、100万円を関係者に分配し、200万円を弁護士に預け、約125万円を審査請求人の賃金とした。同月11日に引き出した約390万円のうち、180万円を関係者に分配し、210万円を本件会社関係の支払に充てた。

父である本件代表取締役との話合いの時には、審査請求人が本件会社に貸し付けていた残りの約1000万円の回収ができなくなってしまうので、優先的に返済してもらうことについて了承を得た。

(3) 本件労基署の労働基準監督官が作成した本件代表取締役の聴取書（令和3年4月16日聴取）には、次の旨が記載されている。

ア 審査請求人について、最初は労働者として雇い入れた。平成20年に役

員となり、主に経理担当をしている取締役であった。経営者側の人間だったが、本件会社は労働者が10人程度の零細企業だったので、他の労働者と同じような時間に出勤して、退勤していたと思う。平成27年度から経営者であったが、役員報酬ではなく賃金という名目で支払っていた。

イ 平成29年5月頃を過ぎた辺りから本件会社の資金繰りが極端に悪化し、審査請求人に対し、平成29年6月度（注：平成29年7月分賃金）から基本給50万円を5万円に大幅に変更してほしいと伝えた記憶がある。一方、審査請求人が本件会社に貸し付けていた約2000万円を本件会社から審査請求人に返すと約束した。ただし、平成29年5月頃から破産するまでは本件会社の資金繰りを審査請求人に任せていたので、月々の審査請求人に対する借金の具体的な返済額は分からなかった。平成29年5月から破産するまでの間、最終的な責任は本件代表取締役である私が負うとしつつ、本件会社のことは資金のことも含め、会社全体のことを取締役である審査請求人に任せていた。

ウ 本件会社の売掛金について、C銀行に入金があった資金をすぐに引き出して、審査請求人の口座に移動させていたということは、この場で初めて知った。

エ 本件会社の平成30年度の決算が終わった後、審査請求人から、生活が苦しいので令和元年7月分からは、基本給を5万円から引き上げてほしいと言われたが、具体的な金額は特に示さず、その時の状況に応じて審査請求人の役員報酬を引き上げたものと思っていた。

オ 令和2年4月24日以降に、審査請求人がC銀行から引き出した資金の分配については、詳しいことは分からない。しかし、最終的には本件代表取締役である私が了承したことになると思う。

2 賃確法に基づく「労働者」の判断については、賃確法2条2項、労基法9条及び10条の規定に加え、「労働基準法研究会報告（労働基準法の「労働者」の判断基準について）」（昭和60年12月19日付け）により判断される所、審査請求人は「勤怠管理もされ、労働保険料も徴収されて、経営においては権限のない兼務役員である」旨を主張するが、上記1（1）から（3）の状況を踏まえれば、審査請求人について、「指揮監督下の労働」や「報酬の労務対償性」があったとはいえない。

3 したがって、審査請求人が労働者に該当しないとしてなされた本件不確認処

分について、違法又は不当な点は認められず、本件審査請求には理由がないことから、本件審査請求は棄却されるべきである。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

(1) 本件審査請求から本件諮問に至るまでの手續の経緯を見ると、以下のとおりである。

本件審査請求 : 令和3年8月25日

反論書提出期限 : 同年12月8日

審理員意見書提出 : 令和4年8月23日付け

本件諮問 : 同年9月22日

(2) これらの一連の手續を見ると、本件審査請求から本件諮問までに、約1年1か月もの期間を費やしている。とりわけ、反論書の提出期限から審理員意見書の提出までに約8か月半を要しているのは、これだけの長期間を要する特段の理由があったとは考えられないので、審査庁においては、手續を迅速に進行させるための方策を考えるべきである。

(3) 上記で指摘した点以外には、本件諮問に至るまでの一連の手續に特段違法又は不当と認められる点はうかがわれない。

2 本件不確認処分の適法性及び妥当性について

(1) 賃確法の適用を受ける労働者は、事業又は事務所に使用される者で、賃金を支払われる者である（賃確法2条2項、労基法9条）。

審査請求人は本件会社の取締役として登記されているが、実質的には労働者であったとの主張をしている。

名目上取締役とされている者が実質的に労働者にあたるかどうかについては、使用者の指揮監督下で労務を提供しているのか、労務提供の対償として賃金を支払われているのか等という点から判断すべきであり、本件についてかかる観点で検討すると以下のとおりである。

(2) 審査請求人が本件会社から毎月受領していた金員は、「賃金」の名目であったが、賃金台帳等の記載によると、基本給として、平成27年1月分からは毎月50万円が支払われていたものが、平成29年7月分から毎月5万円となり、令和元年7月分からは毎月80万円となっている。

これについて審査請求人は、本件会社の資金繰りが苦しくなってきたため基本給50万円を5万円と大幅に変更することにした等と述べ、これが80万円になったことについては、もともとの基本給は50万円であり、本件

会社への貸付金の返済額30万円を含めて基本給を80万円としたのだが、本件会社に多額のお金を貸し付けて2年も我慢したのでそうでもしないと腹の虫がおさまりませんでした等と述べている。

本件代表取締役は、本件会社の資金繰りが極端に悪化してきたため、審査請求人に対して基本給を50万円から5万円に変更してほしいと伝えた記憶があると述べ、また、審査請求人から令和元年7月分からは5万円から引き上げてほしいと言われ、具体的な金額は特に示さずその時の状況に応じて審査請求人の役員報酬を引き上げたものと思っていた等と述べている。

以上によれば、審査請求人が本件会社から受領していた金員は、名目は賃金とされていたとはいえ、本件会社の資金繰りの状況や審査請求人の裁量によって金額が大幅に増減しており、労務提供の対償としての賃金とは言い難い。

- (3) 審査請求人は本件会社の経理を担当していたが、本件会社の売掛金が振り込まれる本件会社の銀行口座の資金を引き出して、審査請求人の個人口座に移動していた。このことについて審査請求人は、本件会社が年金保険料を滞納しており差し押さえられるおそれがあったのと、取引先に対する振込手数料を節約するためと説明している。

さらに、本件会社が事業活動を停止した後、審査請求人は本件会社の銀行口座から資金を引き出して審査請求人の個人口座に入金し、審査請求人自身の貸付金の返済等として受け取ったほか、他の債権者等に分配した等とも述べている。

本件会社の口座から引き出した資金の分配について、本件代表取締役は、事後了承したことになる旨述べている。

以上によれば、審査請求人は自らの判断で本件会社の資金管理等に関する業務を遂行していたものと認められ、使用者の指揮監督の下に職務を遂行していたとは言い難い。

- (4) したがって、本件においては、審査請求人は、実質的に労働者であったと認めることはできない。

3 まとめ

以上によれば、本件不確認処分が違法又は不当であるとはいえず、本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委	員	戸	谷	博	子
委	員	木	村	宏	政
委	員	交	告	尚	史